

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 4 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 号

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成 17 年亀山市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 20 条関係）

階層区分	世帯の階層区分		徴収月額	
			助産施設	母子生活支援施設
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2, 200 円	1, 100 円
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4, 500 円	2, 200 円
D1	A 階層及び C 階層	9, 000 円以下	6, 600 円	3, 300 円
D2	を除き当該年度分の市町村民税の課	9, 001 円から 27, 000 円まで	9, 000 円	4, 500 円
D	民税の課	27, 001		6, 700 円

3	税世帯であって、その市町村住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円から57,000円まで		
D4		57,001円から93,000円まで		9,300円
D5		93,001円から177,300円まで		14,500円
D6		177,301円から258,100円まで		20,600円
D7		258,101円から348,100円まで		その月におけるその保護実施世帯に係る保護費の全額。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。
D8		348,101円から456,100円まで		その月におけるその保護実施世帯に係る保護費の全額。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。
D9		456,101円から583,200円まで		その月におけるその保護実施世帯に係る保護費の全額。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。
D10		583,201円から704,000円まで		その月におけるその保護実施世帯に係る保護費の全額。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。

D 1 1	704,001 円から852, 000円まで		その月における その保護実施世 帯に係る保護費 の全額。ただし、 その額が61, 200円を超え るときは61, 200円とする。
D 1 2	852,001 円から1,0 44,000 円まで		その月における その保護実施世 帯に係る保護費 の全額。ただし、 その額が71, 900円を超え るときは71, 900円とする。
D 1 3	1,044, 001円から 1,225, 500円まで		その月における その保護実施世 帯に係る保護費 の全額。ただし、 その額が83, 300円を超え るときは83, 300円とする。
D 1 4	1,225, 501円から 1,426, 500円まで		その月における その保護実施世 帯に係る保護費 の全額。ただし、 その額が95, 600円を超え るときは95, 600円とする。
D 1 5	1,426, 501円以上		その月における その保護実施世 帯に係る保護費 の全額。

備考

- この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同

法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。
- 3 世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収月額は0円とする。
 - (1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。）
 - (2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法

律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害者基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯。

4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。また、上記により寡婦とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）
 - (2) （1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの。
- 5 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
- (1) その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。
ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。
 - (2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。
- 6 法第22条に規定する助産の実施が行われた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民

税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収月額に加えるものとする。この場合において、この表の徴収月額は、入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市児童福祉法施行細則の規定は、令和元年7月1日から適用する。